

滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻の実務家教員選考に関する規程の取扱いに関する申合せ

この申合せは、滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻の実務家教員選考に関する規程（平成29年4月1日制定。以下「規程」という。）について公正かつ円滑に運用するための具体的な取扱いを定めたものである。

第1 規程第3条第1項第3号に係る具体的基準（教授候補者の資格基準）

教育実践、実務実績における業績を5編以上、研究に関する業績A類を2編以上含み、教育実践、実務実績における業績及び研究実績に関する業績について合計10編以上有する者。ただし、その内4編以上は、高度教職実践専攻においてその者が担当するコースや授業科目等（以下「担当する専門分野」という。）に関連した業績であること

第2 規程第3条第2項第3号に係る具体的基準（准教授候補者の資格基準）

教育実践、実務実績における業績を3編以上、研究に関する業績A類を1編以上含み、教育実践、実務実績における業績及び研究実績に関する業績について合計5編以上有する者。ただし、その内2編以上は、担当する専門分野に関連した業績であること

第3 規程第3条第3項第3号に係る具体的基準（講師候補者の資格基準）

准教授候補者の資格基準と同一とする。

第4 次に示す定義と例示を参照して、候補者が業績を分類し、業績目録を作成する。

1 教育実践、実務実績における事項

(1) 教育実践、実務実績における業績

- ア 研究会等での授業公開・研究発表、研究団体や校内研修等での実践発表・研究発表、教育に関する受賞歴
- イ 研究会・研修会での指導及び助言実績（教育講演会等の講師を含む。）
- ウ 学校等において、全国・県・市単位及び校内の研究集会、研修会、地域貢献事業等の企画・運営に（中心的に）関与したこと
- エ 学校等において、校内実践報告等の企画・実践に（中心的に）関与したこと
- オ 研究主任、教務主任等の経験
- カ 教科研究会会長等の経験
- キ 教育行政担当等の経験
- ク 教育における優れた実践（公的な社会的活動を含む。）

(2) 根拠資料について

(1)のオからキにおいては、履歴書で代用できるものとする。また、その他の研修会講師をはじめとする教育実践、実務実績等の根拠資料としては、パンフレット、報告書等とする。

(3) 実務実績換算方法

実務実績を担当する専門分野に関わるものとそれ以外のものに分け、各実績を次のレベルに分類して合計点を算出する。また、3年以上の同一実務実績は2回以上の実績に数えることができるものとする。

合計点は、5点を1編として、編に読み替える（余りのポイントは切り捨てる。）。

全国レベル・・・5点

都道府県レベル（政令指定都市はこのレベルとする。）・・・3点

市・町・村レベル・・・2点

学校レベル・・・1点

2 研究実績に関する事項

(1) 業績A類：研究活動の成果が特に高い水準にあると認められる研究業績

単著又は第一著者となっている学術的な著書・編著書・翻訳書・研究論文・大学紀要論文等。

ただし、業績説明書に理由を記すことにより、第一著者でない著書・論文等を含めることができる。

学術的著書は、この水準に相当する複数論文と見なすことができる。ただし、相当する数（5編以内）とその理由を業績説明書に記すものとする。

研究活動としての成果が認められる実践報告書等は、数編のまとまりをもって、A類の業績とすることができる。ただし、備考欄にその旨を記すものとする。

また、プロシーディングス・講演・速報・短報・書評・教科書の監修・辞（事）典類の分担執筆等において、学術的に価値のあるものをA類に含むことができる。ただし、業績説明書に理由を記すものとする。

芸術、体育等については、特に高い水準にあるリサイタル・個人発表会・共同発表会等での発表、個展（これに準じた展示会）に出品した作品、特に高い実績のある競技会への選手・コーチ・監督・審判員・顧問等としての参加

(2) 業績B類：業績A類には分類されない研究業績

ア 学会誌又は相当の刊行物に掲載されている共同執筆の論文等

イ 速報・短報として学会誌に掲載されている論文・報告等

ウ プロシーディングス・講演・発表・報告等

エ 専門誌（商業誌を含む。）に掲載されている書評・研究動向・総説等

オ 教科書類の監修・編集・執筆等

カ 辞（事）典類の分担執筆等

キ 定期刊行物または公刊を目的とした印刷物に掲載された、学校教育に関する論文・論考・報告書等

ク 教育誌への実践記録等の執筆

第5 規程第4条に規定する推薦について

推薦にあたっては、候補者の氏名、採用又は昇任後の職名等を記した任意の書類に、公募書類を添えて推薦するものとする。

第6 規程第6条第3号及び第4号に規定する届け出について

届け出にあたっては、候補者の氏名、採用又は昇任後の職名等を記した任意の書類に、公募書類及び資格審査報告書を添えて届出するものとする。

第7 規程第7条第2号に規定する承認について

採用又は昇任候補者の承認については、研究科長が、選考審査会から提出された候補者の業績を原則として1週間以上閲覧に供するとともに、投票期日、場所及び投票方法等を公示し、周知しなければならない。選考審査会から提出された選考案は研究科委員会構成教員の投票の結果、各候補者について、研究科委員会構成教員総数（休職者、海外留学者、内地研究員及び長期療養者を除く。）の過半数の賛成を得られれば了承されたものとする。

なお、学系会議の最終承認は原則として投票を省略する。

第8 規程第8条第2号及び第10条第2号に規定する承認について

採用候補者の承認については、候補者の履歴及び資格審査委員会報告書の内容を研究科委員会で研究科長が読み上げ、承認を得るものとする。なお、承認にあたっての投票は省略する。

第9 保管について

採用候補者の業績及び資格審査報告書（以下「業績等」という。）は、採用選考で不採用となった候補者の業績等を除き、これを当該候補者の在職期間中はすべて保管する。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成29年10月26日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成30年11月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和3年10月7日から実施する。

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和5年4月27日から実施し、令和5年4月4日から適用する。

附 則

この申合せは、令和5年6月22日から実施し、令和5年4月1日から適用する。